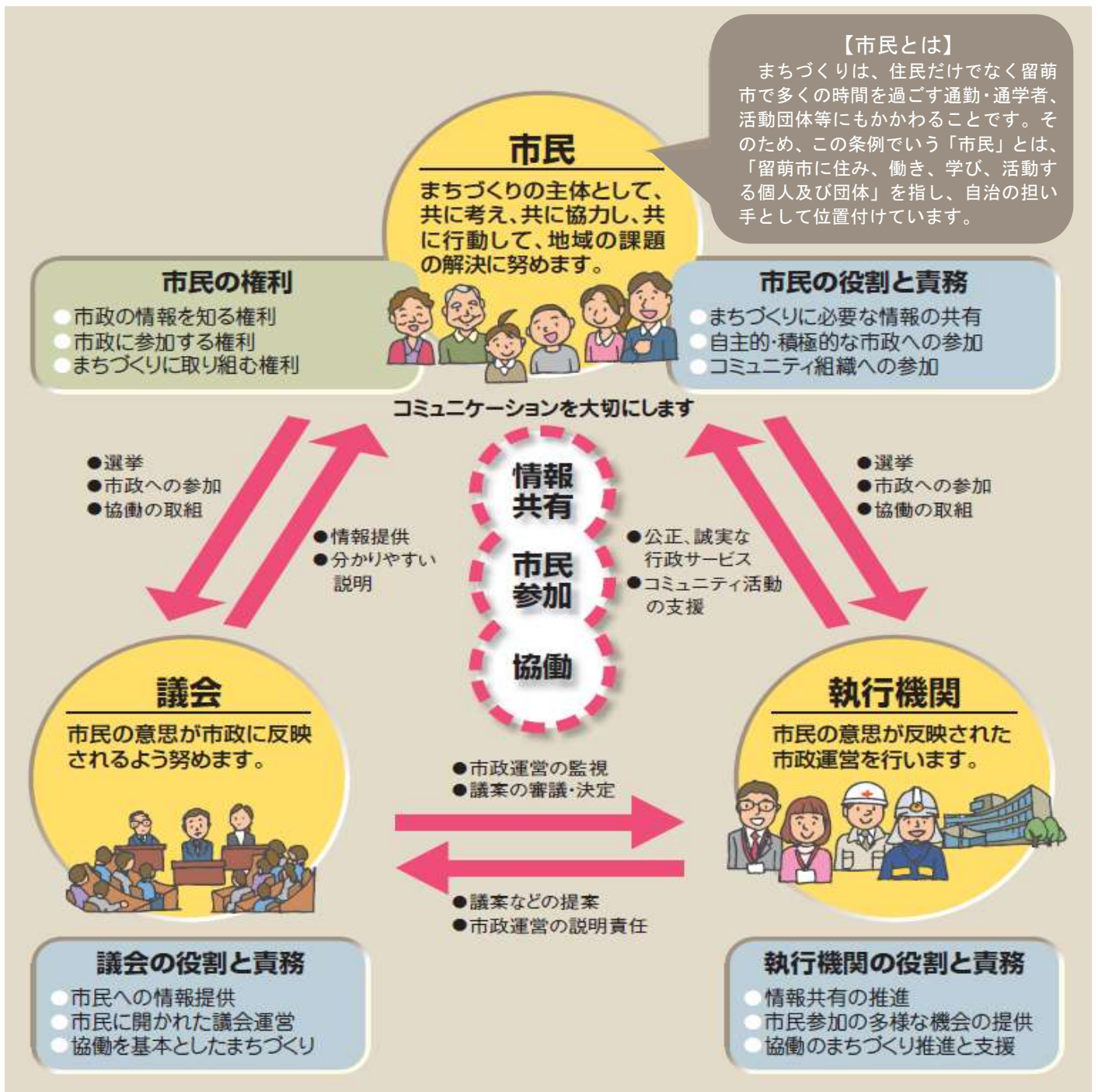


「わかりやすく・開かれた」

「市民とともに」の議会を実現するための

基本となる条例です。

「議会基本条例」は、議会の役割と責務を明らかにした「市民に対する議会の約束」として、留萌市議会における最高規範（憲法）として定める条例です。



留萌市議会基本条例で定めていること

留萌市議会基本条例の構成	説 明 文
前 文	<p>この条例の制定に至った背景、制定に当たっての議会の意思や決意などを述べています。</p>
第1章 基本となる考え方について 第1条（目的）／第2条（この条例の位置づけ） 第3条（議会の活動原則）／第4条（議員の活動原則）／第5条（会派）	<p>この条例の目的と位置づけ、議会と議員の役割や責務、それを果たすための活動の基本原則を定めています。</p>
第2章 開かれた議会へ 第6条（市民参加） 第7条（広報・広聴活動）	<p>市民に開かれた、信頼される議会になるために、情報の公開と説明責任を柱として、その取組を定めています。</p>
第3章 相互関係の強化へ 第8条（市長等との関係）／第9条（市長による説明）／第10条（確認の機会） 第11条（議決事件の拡大）	<p>市長との対等の立場で、まちづくりに取り組む議会の姿勢と、議決事件の拡大や市長等の確認の機会などを定めています。</p>
第4章 審議を深めるために 第12条（委員会） 第13条（議員間討議及び合意形成） 第14条（政策の立案及び提言）	<p>議会の存在意義は、「討論」にあることを踏まえた、会議運営の考え方や政策立案・提言に結びつく審議の取組などを定めています。</p>
第5章 議会の機能を高めるために 第15条（議会改革の推進）／第16条（議員研修）／第17条（議会図書室）／第18条（議会事務局）／第19条（予算の確保）	<p>議会が本来持つ権限を十分に発揮できるよう、必要な議会機能の強化、事務局の充実や予算の確保などを定めています。</p>
第6章 議員の身分等について 第20条（政治倫理）／第21条（議員定数） 第22条（議員報酬）／第23条（政務活動費）	<p>議会活動の原点となる議員の政治倫理、議員の定数と報酬の基本的な考え方、政務活動費の透明性の確保などを定めています。</p>
第7章 議会で行き組む危機管理について 第24条（危機管理）	<p>留萌市で災害等の不測の事態が発生したときに、議会がとるべき行動と、日常において事前に議会が講ずべき対策などについて定めています。</p>
第8章 検証及び見直しについて 第25条（検証及び見直し）	<p>この条例の推進状況の検証や見直しなどを定めています。</p>
附 則	<p>この条例で定めていることを「いつから実施するのか」などを定めています。</p>

議会基本条例の主な内容 ①

第1章 基本となる考え方について

第1条（目的）：「市民及び市と連携し、協働による自治の発展及び市民の福祉の向上」を目指します。

第2条（この条例の位置づけ）：留萌市自治基本条例の規定に基づく議会における最高規範です。

第3条（議会の活動原則）：

- ・市民に開かれた議会を目指します。
- ・市民の多様な意見を把握し、市政に反映します。
- ・積極的に情報公開を進めます。
- ・市政を監視し、評価します。

第4条（議員の活動原則）：

- ・議員間の自由な討議を大切にします。
- ・市民の多様な意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動をします。
- ・議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

第5条（会派）：政策を中心として同じ考え方を共有する議員で「会派」を結成することができます。また、会派間において、合意形成を図るための調整を行うことができます。

第2章 開かれた議会へ

第6条（市民参加）：議会の政策活動において市民が参加できる機会を提供します。

第7条（広報・広聴活動）：「わかりやすく・開かれた」議会を実現するため、多様な手段を活用し、積極的な広報・広聴活動に努めます。

第3章 相互関係の強化へ

第8条（市長等との関係）：市長等と独立対等な立場で、互いに健全な緊張関係を保ちます。

第9条（市長による説明）：市民に重要な政策、予算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めます。

第10条（確認の機会）：市長等に対し、議員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与します。

第11条（議決事件の拡大）：特に重要な計画等を議決事件として別に条例で定めます。

第4章 審議を深めるために

第12条（委員会）：委員会は、専門的に調査及び審査を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めます。

第13条（議員間討議及び合意形成）：議論を尽くして合意形成に努めます。

第14条（政策の立案及び提言）：議会は、積極的に政策の立案及び提言を行います。

会基本条例の主な内容 ②

第5章 議会の機能を高めるために

第15条（議会改革の推進）：継続的な議会改革に取り組みます。

第16条（議員研修）：政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修を行います。

第17条（議会図書室）：議会図書室の充実に努め、市民の利用にも配慮します。

第18条（議会事務局）：議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ります。

第19条（予算の確保）：適正な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。

第6章 議員の身分等について

第20条（政治倫理）：市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めます。

第21条（議員定数）：多様な市民意見を反映させる適切な人数を確保するという視点等を踏まえ、別に条例で定めます。

第22条（議員報酬）：市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定めます。

第23条（政務活動費）：有効に活用し、その使途を明らかにします。

第7章 議会で行き組む危機管理について

第24条（危機管理）：災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めます。

- ・災害等の不測の事態に備え、議員による協議又は調整を行うための組織を設置します。
- ・災害等の不測の事態が発生したときは、その状況を調査して市民意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長又は国等に対し、提案、提言又は要望等を行います。
- ・議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、地域における市民の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めます。
- ・地域における被災状況、市民の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告します。

第8章 検証及び見直しについて

第25条（検証及び見直し）：この条例の目的が達成されているかどうかについて、検証に努め、必要に応じて、見直しを行います。

附 則：この条例は、平成26年10月1日から施行します。

※ 議会基本条例の解説など、詳しい情報は、市議会のホームページでご覧いただけます。

【お問い合わせ先】 〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地 留萌市議会事務局

TEL 0164-42-1907

FAX 0164-43-6700